

一般財団法人 北海道剣道連盟会長 様

剣道・居合道・杖道 段位特別受審申請書 (五段以下)

該当種目を○で囲む

(全剣連称号・段位審査規則第17条第2項第1号及び2号対象)

|   |   |                            |              |
|---|---|----------------------------|--------------|
|   |   | 全剣連番号                      |              |
| ふりがな  | ふりがなを必ずふること   |                            | 旧 姓          |
| 氏 名   | 証書の字体となるので楷書で正確に記入すること。<br>印  |                            | 性 別<br>男 女   |
| 生 年 月 日   | 昭和 ・ 平成 年 月 日 ( 歳 )   |                            |              |
| 住 所   | 郵便番号・電話番号の市外局番も必ず記入(住所は郵便・宅配便の届くように記入)<br>〒 -<br>市 区・町<br>携帯 -<br>電話 ( ) -  |                            |              |
| 所属剣道連盟  | 剣道連盟 会長 印   |                            |              |
| 職 業<br>(○で囲む)   | 中高警自刑教公会自団医看主無そ(  | 学校名                        |              |
|   | 学専察衛務務社営職護の<br>生大官官官員員業員師師婦職他)  | 勤務先名                       |              |
| 受審する<br>段 位   | 段   | 学 年                        | 中・高・専・大 年    |
| 現 在 の<br>級・段位・称号  | 道外での1級取得者は証書の写し、又は級位証明書を添付すること(初回のみ)<br>( 一 級) 昭和・平成・令和 年 月 日取得 (初段受審者のみ記入)<br>( 段) 昭和・平成・令和 年 月 日取得<br>( 士) 昭和・平成・令和 年 月 日取得 |                            |              |
| 現在の段(級)位を取得した時に<br>所属していた都道府県名  | 都 ・ 道<br>府 ・ 県  | 合格した会場<br>(開催地)            |              |
| 備 考   | ※ 特別受審申請者は理由を記入   |                            | ※1 ※2        |
| 受審資格の講習会記入欄   | 第一種受審者講習会   | 令和 年 月 日( )剣連実施            | 申請剣連の受審資格確認欄 |
|   |   | 受 講 日 ( 開 催 地 ) 必要回数分の記載で可 |              |
|   | 第二種・高段位の受審資格に該当する講習会の受講情報の受講情報  | 平・令 年 月 日 ( )              |              |
|   |   | 平・令 年 月 日 ( )              |              |
|   |   | 平・令 年 月 日 ( )              |              |
|   |   | 平・令 年 月 日 ( )              |              |
| ※1 申請者添付の修了証書で申請剣連が確認の場合は○印。(道剣連への写しの送付不要)<br>※2 修了証書紛失等で申請時に確認できない場合は、道剣連に照会して受講済であることを記載する。 |   |                            |              |

注意事項

- 1.本書は必ず自筆で正確に、記入漏れのないように明記すること。(全項目必須)
- 2.必ず所属剣連を経由(承認)の上、**第一種は正副各1通(居・杖は正のみ)、第二種・高段位は正のみ**を所属剣連に提出する。
- 3.年齢の基準は審査会当日とする。
- 4.第一種受審者講習会の受講と学科合格の受審資格有効期間は1年間。
- 5.第二種審査の受審資格に該当する各講習会の有効期間は原則5年間。
- 6.高段位(六段以上)審査の受審資格に該当する各講習会の有効期間は無期限。
- 7.上記4~6に係る修了証書の写しを添付し所属剣連に提出する。